

## 平成30年第4回設楽町議会定例会（第2日）会議録

平成30年12月18日午前9時00分、第4回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 加藤弘文	2 今泉吉人	3 河野 清
4 松下好延	5 金田文子	6 高森陽一郎
7 熊谷 勝	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 金田敏行	12 伊藤 武

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	清水孝芳
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	遠山雅浩	建設課長	金田敬司
町民課長	大須賀宏明	財政課長	原田 誠
教育課長	村松静人		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

日程第1 議案第53号

東三河広域連合規約の変更について

(総務建設委員長報告)

日程第2 議案第54号

設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第3 議案第55号

設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第4 議案第56号

平成30年度設楽町一般会計補正予算（第4号）

(総務建設委員長報告)(文教厚生委員長報告)

日程第5 議案第57号

平成30年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第6 議案第58号  
平成30年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第7 議案第59号  
平成30年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第2号）  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第8 議案第60号  
平成30年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第9 請願第1号  
「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書採択に関する請願書  
（総務建設委員長報告）
- 日程第10 陳情第16号  
国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」  
の提出を求める陳情書  
（文教厚生委員会報告）
- 日程第11 陳情第17号  
国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素  
化を求める意見書」の提出を求める陳情書  
（文教厚生委員会報告）
- 日程第12 所掌事務の調査報告  
（設楽ダム対策特別委員長報告）
- 日程第13 議案第61号  
工事請負契約の変更について  
（追加）
- 日程第14 議案第62号  
設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の  
一部を改正する条例について  
（追加）
- 日程第15 議案第63号  
設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
（追加）
- 日程第16 議案第64号  
平成30年度設楽町一般会計補正予算（第5号）  
（追加）
- 日程第17 発議第9号  
「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書

(追加)

日程第 18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第 19 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

## 会 議 録

開会 午前 8 時 59 分

議長 皆さん、おはようございます。平成30年度もあとわずかになりました。この1年間、皆さんいろいろな思いがあると思います。ただいまの出席議員は12名全員です。定足数に達していますので、平成30年第4回設楽町議会定例会(第2日)を開会します。

これから、本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いします。

町長 皆さん、おはようございます。12月も下旬となりまして、今年も残すところ10日あまりとなりました。今年は暖冬との予報がされているところでもございますけれども、先週頃から冷たい北風、また氷点下の気温を記録するなど、冬の寒さが本格化してまいりました。幸い降雪によります路面の凍結等もいまのところはなく、穏やかな年末、年始が迎えられることを願っております。

本日は、12月議会定例会最終日に、議員各位におかれましては、年の瀬の大変お忙しい中、全員の御参集を賜りましてありがとうございます。

それでは近況について、お話をさせていただきます。最初はつぐグリーンプラザのレストランについてであります。つぐグリーンプラザのレストランにつきましては、しばらく経営が止まっていたというような状況でございまして、ぜひここを利用していただけないかというような思いのなかから、レストランの経営者を町のホームページですとか、また新聞等を通じて募集をしていたところでもございます。そうした中にありまして、16名の方の応募者、見学者がありました。そしてその中から2名を選考をし、12月11日火曜日に面接を行わせていただきました。その結果、豊橋市在住の方に経営をしていただくことということに決めました。この方の専門は中華料理でございまして、今のところは豊橋から通いながら営業することを基本として考えておみえになるということですが、冬季等に実情に応じて宿泊も考えているというような状況の方でございます。今後は、本日のこの補正予算の中にも計上をさせていただいておりますけれども、このレストランの清掃等の開業準備を進めて、早ければ来年2月下旬頃に営業を開始していただきたいというふうに思っております。

次に八橋地区滝瀬遺跡についてであります。設楽ダム事業で今現在、遺構調査等が進められている中で、八橋地区の滝瀬遺跡を愛知県教育委員会が今発掘調査をしたところ、縄文時代早期前葉以前、9千年前を遡る竪穴建物跡10基の遺構をはじめ、土器ですとか石器など貴重な遺物が見つかりました。これは愛知県内で最も古い集落の調査事例であるというようなことで、初期の定住集落の様子がうかがえるということで、12月8日土曜日に実施がされました現地説明会では大勢の方に見学がされたところでもございます。今もまだこの発掘調査の途中であるというようなことで、今後の調査結果によってはさらに年代を遡る可能性もあるということも聞いております。したがって今後の調査について注視してまいりた

いというふうにも思っているところでございます。

本日は、「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等」及び「設楽町職員の給与に関する条例」の一部改正をする条例2件、また田口地区公共下水道事業処理場用地造成工事の変更契約1件、一般会計の補正予算1件の計4件を追加上程をさせていただきますので、定例会初日に上程をいたしました議案とあわせまして慎重審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。議案定例会最終日の審議に先立ちまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

7 熊谷 おはようございます。平成30年第14回議会運営委員会結果の委員長報告をいたします。平成30年第4回定例会第2日の運営について、12月13日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。本日の案件は、委員会報告11件、委員会の調査報告1件、追加案件は、町長提出4件、議員提出の意見書1件、継続調査の申出2件です。順次1件ごとに審議しますが、日程第1から日程第11までは委員会付託案件で一括上程をいたします。また、追加案件のうち、日程第14及び日程第15は一括上程します。質疑、討論、採決は、それぞれ1件ごとに行います。以上であります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

---

議長 日程第1、議案第53号「東三河広域連合規約の変更について」から日程第11、陳情第17号「国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情書」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

5 金田 平成30年第4回総務建設委員会委員長報告をいたします。12月6日木曜日、8時59分から9時32分、総務建設委員会を開催いたしました。出席者は委員6名全員と議会事務局長、執行部からは町長、副町長、教育長、総務課長をはじめ関連の課長さん方、合計10名の御参席をいただきました。付託された議案は3件、請願書1件を審議しました。審議の結果を報告します。(1)議案第53号「東三河広域連合規約の変更について」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。(2)議案第54号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」、質疑なし、討論は反対意見が「非現地建替」ということについて反対ということの意見が出ました。討論2件、4対1、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。(3)議案第56号「平成30年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」について、質疑は10件。清嶺地区防災拠点測量構想検討業務委託の測量費等について7件、備品購入費の発動発電機の使用用途について、関連の質問を入れて2件、災害復旧費の工事請負費について、計10件が質疑されました。討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。(4)請願第1号「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書採択に関する請願書、紹介議員となった委員から「被災者の方々の長い間の悲惨な体験、これに基づきこのような体験は二度と世界のどこでも繰り返してほしくないという活動を続

けてきたこと。そんな折、国連で「核兵器禁止条約」が採択され、核兵器のない世の中の実現の流れを助長していただきたい。」ということで意見がありました。同調意見が2名ありました。結果、請願書は全員賛成で採択、議員発議で意見書の提出を行うというように決めました。その他特にありませんでした。以上でございます。

6 高森 失礼します。ただいまから平成30年第4回文教厚生委員会委員長報告を行います。平成30年12月10日月曜日、午前8時56分から午前10時02分、文教厚生委員会を開催いたしました。出席者は、文教厚生委員6名全員、議長、議会事務局長。執行部からは、町長、副町長、教育長、総務課長、財政課長、津具総合支所長、町民課長、生活課長、保健福祉センター所長、教育課長でございます。付託事件6件、陳情2件、その他を審議し、審議結果報告いたします。審査事件、1付託事件、(1)議案第55号「設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。(2)議案第56号「平成30年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」、質疑3件、3件は保育園、小中学校の空調設備について、町営バス不通による生徒用代替バスの運行について、保育園、小中学校の遊具等保守点検について等であります。討論なし、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。(3)議案第57号「平成30年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。(4)議案第58号「平成30年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。(5)議案第59号「平成30年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第2号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。(6)議案第60号「平成30年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。(7)陳情第16号「国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書」について質疑3件、内容としては設楽町の現状について、資格と配置基準について、当町だけの問題ではなく国に対して提出すべき等の意見がありました。賛成多数で「聞き置く」ことに決定しました。(8)陳情第17号「国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情書」についてです。質疑3件、設楽町の現状について、保育、支援の日数増について、必要な財源について、賛成多数で「聞き置く」ことと決定いたしました。その他、設楽町立小中学校適正配置検討委員会の内容についての質問がありました。10月25日第1回委員会が開かれ、委員20名中18名が参加し、現状を示し議論のたたき台とした。今後アンケート調査を行うという内容でございました。以上、議員諸氏の御賛同をよろしく申し上げます。報告終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。日程第1、議案第53号から日程第11、陳情第17号までの質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

---

議長 議案第53号「東三河広域連合規約の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はあり

ませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第53号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第54号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

9 山口 54号の中で反対討論の記載でありますけど、「進められたことは反対であるけど、現状ではいたしかたない。」という結びになっておりますけど、「いたしかたない。」ということは賛成であるというふうに文字文では捉えられますけど、この反対討論についてもう少し補足説明をお願いいたします。

5 金田 総務建設委員会の報告についての御質問ですのでお答えします。そこにありますとおり、反対の方はそもそもこの事業の進め方が反対であった。もう現状では建設が進んでしまって、実際問題現地だったところが更地になって新しい所にできてしまっているということで、現状ではどうしようもないが、そもそも非現地建替ということには反対であるという御意見でした。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第54号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第55号「設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第55号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第56号「平成30年度設楽町一般会計補正予算（第4号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第56号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第57号「平成30年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第57号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第58号「平成30年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第58号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第59号「平成30年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

5 金田 工事が発注されており、補正予算のほうは工事業者さんに支払わなければならないということで賛成いたしました。公共下水については、事業の進め方、この前説明会各地で行われましたが、その場で住民の方の質問に答えられない事項がありました。特に印象深いのは、前に私も、前から懸念しておりましたが、接続の3年以内というのをもう少し延期してもらえないかということ。それから、高齢者あるいは経済困窮者については、接続免除をしてもらえないかというような意見が出て、そのことについての明快なお答えがなかった。住民の皆さんの心配にお答えないまま進めてはどうかということが思いますので、反対いたします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

6 高森 本件に関しては、先日の審議において、特段のそういう不満とかそういう内容の説明がなく、私たちとしては現地に説明会がスムーズに行われているという認識のもとにそういう判断をいたしましたので、今質問をいただいた具体的なことに関しては、もしそこのほうで説明不足があればぜひ精査していただいて、私としてはこのままで審議続行、要するに可決すべきものと認識いたしております。以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第59号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第60号「平成30年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第60号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 請願第1号「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書採択に関する請願書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)



議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。請願第1号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

議長 陳情第16号「国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 先ほど委員長報告にありますと、賛成多数というふうにお聞きしました。であれば、私はこの議案に対して賛成か反対かというふうに採決をとるものがありますから、賛成多数ということになると、これは採択という結論になるんじゃないでしょうか。

6高森 本件に関しては、賛成、反対とありましたが、設楽町に関しての現状を説明いただいたところ、この陳情書の内容は完全にクリアしてあって、そういう内容でしたので、委員会において、当町としては現状がクリアされていることで、聞き置くということに賛成多数で決定ということになりました。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第16号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は聞き置くです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第16号は、委員長報告のとおり聞き置くこととされました。

---

議長 陳情第17号「国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 私、先ほども正確を期すために質問しているわけですが、この陳情第17号についても、「賛成多数で」というふうになりますと、これは議案に対しての賛否ですから、当然この採択というふうになると思うんです。ここで正確に言うならば、「賛成少数で否決された。」と、「なお、聞き置くという修正提案が出たので、それについての決をとって賛成多数で聞き置く。」というふうにしたんではないかというふうに思いますが、委員長の見解どうでしょう。

6高森 本案について、その内容そのまま、そのとおりで聞き置くということに、賛成多数で聞き置くとなりましたので、御理解をお願いします。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第17号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は聞き置くです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第17号は、委員長報告のとおり聞き置くこととされました。

---

議長 日程第12「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

8 土屋 それでは、設楽ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。平成30年12月12日、午前10時よりここ議場におきまして委員5名出席、町からは横山町長ほか7名、国土交通省設楽ダム工事事務所からは須賀所長さんほか5名、豊川水系対策本部からは永田事務局長さんほか5名の出席をいただき開催をいたしました。所掌事務の調査ということで、「平成30年度設楽ダム建設事業の進捗状況について」の説明をいただきました。質疑は3件でありました。そして、次に現地調査に行くわけでありましたが、その前に「その他」を行いました。質疑は1件でありました。その後、現地調査ということで4ヶ所ですか、の現地調査をしてまいりました。以上であります。報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

---

議長 日程第13、議案第61号「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第61号「工事請負契約の変更について」、本議案の特定環境保全公共下水道事業、処理場用地造成工事の変更契約の締結については、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の工事契約に基づき、平成29年9月20日に議会の議決を得た事業でありまして、このたび工事請負費を125,557,560円から150,060,600円に増額するため、本変更契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。本事業は、平成29年度に契約し執行したものの、造成工事に流用する他の工事現場の発生土が予定どおり確保できなく、50,000千円を繰越明許費として30年度に繰り越しましたが、本年度においても想定していた土の量が確保できないことから、土の搬入方法を変更し、掘削及び運搬に要する費用等を追加するものであります。なお、繰越明許費は補正できませんが、繰り越した前年度予算に本年度予算を加算し、2ヶ年度間にわたる事業として執行するため、1本契約として変更するものであります。なお、変更の理由及び変更の内容の詳細については生活課長から説明します。

生活課長 失礼します。今回の変更契約の主な変更理由についてを説明させていただきます。増額契約の理由につきましては、まず1つの理由は盛土に使用する土、約37,000m<sup>3</sup>については、他工事の残土を利用することで下水処理場造成地まで運搬、搬入を他工事費用でみていただくことで調整されていりましたが、搬入元である、県の道路改良工事に遅れが生じ、予定しておりました時期までに想定していた量の搬入が見込めないために、事業を進めるために一部隣接する残土処分場に貯留されている土のうち約10,000m<sup>3</sup>を使用することに変更して、この土を掘削及

び運搬を追加すること。そして2つ目の理由が盛土に使用する土の運搬について、現地の表土の状態が想定よりも悪いものでありまして、ダンプトラックの走行性が悪く危険なため、一部キャタピラーのダンプである特殊運搬車両クローラの運搬に切り替えたこと。さらに、下流への水質汚濁を防止するために仮設調整池を追加すること。以上が主な変更理由となっております。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第61号の質疑を行います。質疑はありませんか。

1 加藤 県の道路改良工事の遅れがひとつの原因になっているわけですが、搬入元を予定していた工事はどこの箇所の工事でしょうか。

生活課長 当初想定しておりました道路工事につきましては、国道257号線の道路改良工事であります。

議長 ほかにありませんか。

5 金田 増額になった分の費用の財源の内訳を教えてください。

生活課長 この処理場用地造成工事の財源につきましては、全て下流から交付していただいております設楽ダム水源地域整備計画のお金と、あとは過疎債と下水道債であります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

5 金田 金額の内訳をお願いします。

生活課長 県下流の負担いただいているのが約8割でありますので、変更契約の150,000千円相当に8割をかせかせていただいて120,000千円相当が下流からの負担、残りの差額について、下水道債と過疎債の半分半分であります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

10 田中 変更前の価格が125,500千円あります。で、変更後が150,000千円、つまりその変更額が24,000千円でありまして、これ大変多額だと思いますが、そこらへの感想はどんなふうに感じてみえるのか。ちょっと多いんじゃないかなというふうに思います。

もう1点。それから関連してですが、国道257の改良工事のための土がうまく予定どおり搬入できなかったというのですが、国道257の改良工事というのは広い範囲でやっていますが、これは全体をいうのか。ある特定の場所をいうのか。

それから3点目は、変更内容の3点のそれぞれの金額を明らかにしていただきたい。以上です。

生活課長 まず、3点のそれぞれの金額についてはちょっと今資料ありませんので、はっきりした数字が言えませんので、また議会事務局と相談して報告の仕方を考えたいと思っております。

それから国道257号線の工事で想定されていたのは、今の安沢の坂から新しいバイパスを作っている工事があると思いますが、その工事の残土を搬入することを想定しておりました。調整しておりました。

すみません。あと1点何でしたかね。

以上であります。

10 田中 「盛土に使用する土の掘削及び運搬」、「仮設調整池」、「一部ダンプトラック運搬をクローラ運搬に変更する」、それぞれの金額が今わからないなんていうのは、ちょっと理解できません。即答できないですか。それが。

生活課長 資料はあるのですが、今手元に持っていなかったもので、もしよければ休憩を取っていただければ部屋のほうに持ちにいったまいます。すみません。

もう1点、答えを忘れました。この金額の増額が高いかということですが、私としても高いとは思っております。しかし当初、ここの造成費を安くするためにここに入れる土が約40,000弱、37,000m<sup>3</sup>入れるわけですが、今27,000m<sup>3</sup>が他工事の費用で入れていただいた所なんです、あと10,000が入らなかったの、そこを入れるのを待ってる時間がなかったものですから、こういう形で工事を進めさせていただいたので、そこは私たちもすごい工事費として痛いところなんです、本当は他工事からの費用で搬入していただければ、こういった費用が全くかからなくなってくるので、その27,000までは、そういった他工事で行っていただいたんですが、10,000がそういうことで、他工事の残が入らなかったものから、自分たちで必要な土量を取りに行くという形になりましたので、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長 ここで休憩を取りたいと思いますがいいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 暫時休憩といたします。

休憩 午前9時51分

再開 午前10時05分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

生活課長 申し訳ありません。先ほど、田中議員からの質問の3つの大きな変更理由の増額の金額、それぞれの金額ですが、まず最初の隣接する現場からの残土の搬入ですが、この費用が17,400千円が諸経費も込みで計算したものが17,400千円相当です。で、2つ目の運搬車両を変えたこと金額が2,800千円あります。程度であります。それで最後の仮設の調整池につきましては、2,600千円で、これを合わせますと、その差額とは若干異なりますが、あとその細かな数字のところについては、他工事の微調整、例えば側溝が100mのところは98mになったとか、そういう細かなところの調整もありますので、そういったことで締めて、当初の125,557,560円から150,060,600円に増額した24,503,040円については、そういったことありますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありませんか。

5金田 ただいまの件について確認です。先ほど副町長からお話がありましたこの前の年度の分と今年度の分というそういうところから、この24,000千円増えたことが新たな補正にはならないというふうに聞き取ったんですが、当初予算の中に含まれていたというふうに考えてよろしいですか。

生活課長 今、議員のおっしゃるとおりで、繰越の予算に今年それとは別に当初予算で造成工事費を持っておりまして、予算分を認めてもらっておりまして、それをあわせて、その費用で、財源でもちましてこの造成工事のほうの補正を行ったものであります。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第61号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第61号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第14、議案第62号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」と日程第15、議案第63号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、2件の議案について一括で説明させていただきます。議案第62号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由につきましては、本年8月の人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、議会議員及び常勤特別職の期末手当の支給割合を0.05ヶ月引き上げ、それぞれ平成30年12月期及び平成31年度の期末手当の支給割合を2段階で改正するためであります。第1条及び第3条は、本年12月期の支給分にかかるもので、12月1日から遡及適用し、第2条及び第4条は平成31年4月1日から施行する改正であります。具体的には、本年の12月期の期末手当の支給割合を100分の172.5から100分の177.5に0.05ヶ月引き上げることにより、年間の支給割合が3.35ヶ月になります。また、平成31年度は、6月期及び12月期の支給割合を平準化するため、いずれも100分の167.5に改めるものであります。なお、附則第1条は施行期日及び適用期日であり、第2条はすでに支払われた12月期の期末手当は、改正後の規定による内払と見なす規定であります。

続きまして、議案第63号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由は、本年の人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い給料月額を平均改定率0.2%及び勤勉手当の支給割合を0.05ヶ月を、本年4月1日に遡及して引き上げるものであります。また、議会議員及び常勤特別職と同様、本年12月期及び平成31年度の勤勉手当の支給割合を2段階で改正するものであります。このほか、宿日直手当も4,200円から4,400円に改正となります。なお、附則第1条は施行期日及び適用期日であり、第2条はすでに支払われた給料、勤勉手当等の給与は、改正後の規定による内払と見なす規定であります。

以上2件の詳細につきましては、総務課長から説明します。

総務課長 私のほうからは、副町長のほうでかなり細かく説明をしていただきましたので、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。まず、議会議員の報酬等の条例につきまして、第1条です。第6条第2項のただし書で議会議員の期末手当を従来の12月期の100分の172.5に0.05ヶ月加算させていただいて100分の177.5に改めるものです。第2条では、第1条で改正しました第6条第2項のただし書の部分について、年間割合3.35ヶ月に増減はありませんけれども、31年度に期末手当の割合を6月期と12月期と平準化して100分の167.5に改めるものであります。第3条では、第4条第2項のただし書で、第1条議会議員と同様に12月期の支給割合を100分の172.5に0.05ヶ月加算しまして100分の177.5に加算するものであります。第4条では、第3条で改正したものを平準化するように100分の167.5に改めるものであります。附則につきましては、第1条は公布の日から施

行するもので、第2条及び第4条の規定については、平成31年4月1日から適用するものであります。附則の第2条につきましては、条例の第1条及び第3条の規定を、平成30年12月1日から遡及適用するものであります。附則の第3条及び第4条につきましては、議会議員や特別職に支払われました12月期の期末手当を内払と見なす規定であります。

続きまして、議案第63号の部分であります。それでは改正の条文をおって説明をさせていただきたいと思っておりますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいというふうに思います。第1条の職員の給与に関する条例の一部改正は、19条第2項において4,200円を4,400円に改めるもので、宿日直手当が200円アップするものであります。第21条第2項第1号は、勤勉手当の支給割合にかかる改正で、改正前の6月及び12月期ともに同一の0.9ヶ月でありましたけれども、6月期は従来の0.9ヶ月のままで12月期を100分の90を0.05ヶ月加算させていただきまして100分の95に改めるものであります。2ページと同条同項第2号は、再任用職員にかかる改正で、正規職員と同様に12月の勤勉手当の支給割合を100分の42.5に0.05ヶ月加算させていただいて100分の47.5に改めるものであります。2ページの別表第1、2、3、4の給料表は、行政職給料表（一）、行政職給料表（二）、医療職給料表（一）、医療職給料表（三）の全部改正であります。先の全員協議会で説明をさせていただきましたように、この給料表に基づきますとほとんどの職員が1,500円から400円の幅で引き上げとなります。第2条の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。28ページをごらんください。第20条第2項において、6月の期末手当の支給割合を100分の122.5と12月の支給割合100分の137.5を平準化しまして、6月、12月期とも100分の130に改正する内容であります。また同様に再任用職員の期末手当も平準化させていただきまして、100分の72.5にするものであります。29ページの第21条第2項第1号の改正は、先ほど第1条で改正しました12月期の支給割合を平準化して、6月、12月とも100分の92.5に改正するもので、第2号の改正は再任用職員の勤勉手当も同様に100分の45に改正するものであります。

新旧対照表に戻っていただきまして、附則の部分も、本文の附則を見ていただきたいと思います。附則第1条は、この条例は公布の日から施行しまして、平成31年4月1日から適用するものであります。附則の第2条は、改正条例の第1条の規定は平成30年4月1日に遡及適用をするものであります。附則第3条では、改正前の条例に基づいて支給されました給料、勤勉手当等は、今回の改正で改正後の条例に基づいて支給されるべきものの内払とみなす規定であります。以上であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第62号の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 議案62号の表題というか、この名前が「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例」とありますが、内容は、特別職の方も含まれているのですよね。「議会議員の」という後に「等」が抜けているのかなど。前の時は「等」が入っていたような気がして、前のものを持っていないのですが、そここのところの文言は大丈夫ですかということをお聞きします。

それから、「特別職の職員で常勤のもの」というのは、町長、副町長、教育長のお三方なのですか。確認です。以上です。

副町長 法制執務的な話になりますけれど、「議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」と「常勤の特別職の条例」を1つの条例として改正するために、テクニク的なものでありますが、まず最初の議会議員の条例の後に「等」というのは、その2本を示しているというものであります。2本の条例を同時に出すときに、「及び」ではなくてですね、「等」を使って一部改正をするということで、一括で行うものです。

それで、特別職については3名です。

5 金田 「等」の場所についてですが、「設楽町議会議員」、前回のときはここに「等」が付いたんですよ。議会議員の後ろに。で、今回は「条例等」になっているんですが、このところはちょっとどうしてそうなのか。

副町長 前回のやつ持っていないですけど、付けるのは「期末手当に関する条例等」のこの場所が正しいです。

議長 ほかにありませんか。

5 金田 一般町民の立場として言います。これを見ると、これを見ると、「ああ、議員は期末手当等が上がるのね。」と読み取れますが、特別職の方が上がるということが中まで詳しく読まないで読み取れないんですが、特別職のことを先に書くっていう方法はないのですか。

総務課長 こういう場合、先ほど副町長が説明したとおりなんですけれども、条例上、一番先に出てくる条例のほうを優先して記載をしますので、こういう形で特別職のほうの後になるというふうに御理解をいただきたいと思えます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

少し早くお願いします。

5 金田 わかりました。次から気をつけます。

62号の「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」、反対します。人事院の勧告で私たちみんなの立場をよくしていただけるっていうことについてはありがたいのですが、現実、設楽町の人口構成を見ますと、半分が高齢者の方です。その内の多くの方が年金受給者で、生活感としてはどんどん目減りしているという感覚があります。そのような状況の中で、私たちだけが収入を増やしていただくっていうのは、御理解いただけないことだと思いますので、よう説明しませんので反対します。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

8 土屋 私は、賛成の立場から討論いたします。人事院の勧告でありますし、元来、現在、いろんなところを見てますと、若い方の議会参加というのは、議会議員になられる方、大変多いというのが見受けられます。現状として、私たちの町では、今の報酬ではなかなかそれは難しいということだと思います。で、私は元来、報酬を少しずつ上げてでも若い人、いろんな立場の人が参加をされる議会になるように、議会として努力をしていくべきだというふうに思っておりますので、ぜひそういう意味で賛成をしたいと思えます。そして、住民の方の御理解は議員がきちんと説明をして御理解をいただくのが本意だと、本来だと思っておりますので、賛成をいたします。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これでは討論を終わります。議案第62号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第62号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第63号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第63号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第63号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第16、議案第64号「平成30年度設楽町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第64号「平成30年度設楽町一般会計補正予算（第5号）」について説明します。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ529千円を追加し、予算総額を7,020,478千円とするものであります。第2条継続費については、3ページの「第2表継続費補正」をお開きください。道の駅清嶺及び歴史民俗資料館の建設事業にかかる継続費について、期間の延長、総額及び年割額の変更に基つき補正を行うものであります。1点目の本体建築工事の期間延長は、本年2月及び5月の入札不調後、設計の一部変更を行い、平成31年1月に公告、2月下旬に再度入札を行う予定です。平成30年度当初予算では、31年度末で事業が終了する見込みで継続費を計上しましたが、建物建築工事には当初の予定どおり18ヶ月程度の工期が必要なため、入札の執行、3月議会定例会での承認後、工事請負契約の締結を経て平成32年度まで1年延長するものであります。2点目の年割額については、本年度当初予算では平成29年度に建築工事にかかる前払い金を支払い、その残額を平成30年度と31年度に分けて執行することを前提として算出していました。しかしながら入札不調により、29年度では補正予算の最終ページに綴じてあります、そこに参考資料が付けてありますが、参考資料のように設計管理委託業務の3割のみ前払いしたものの工事費は未執行で、29年度分支出見込額の全額が逡次繰越となったことから、その繰り越した額を31年度、32年度に振り替えて計上することとしました。また、本体工事の遅れに伴う外構工事、駐車場工事等も実施時期を遅らせたことにより年割額を変更するものであります。なお、30年度の年割額については、建築工事の入札前であり、現時点で事業費が確定していないため、本年度の予算については変更していません。第2表の総額については、1件増額となっていますが、これは29年度分が算定されていなく、この29年度分を31、32年度に振り分けるため補正前の30、31年度の2年分を補正後の30年から32年度までの3年間に分割して計上したものであります。再度、参考資料を見ていただきたいと思います。第2表をこの参考資料に基づき具体的に説明しますと、道の



駅の総額は541,108千円で、補正前は29年度183,581千円、30年度210,466千円、31年度147,061千円でありまして、予定しましたそれぞれの執行率は3割、4割、3割の予定でありましたが、補正後の数値は30年度は4割、31年度及び32年度は3割ずつに変更し、それぞれの年度額を第2表に掲載したものであります。また歴史民俗資料館も同様の考え方で、総額1,233,637千円の年割額を変更するものであります。

続きまして、第3条の繰越明許費については、4ページの第3表をお願いしたいと思っております。今回の繰越明許費は、定例会初日に計上しました補正予算（第4号）のマイクロバス購入事業で、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例の財産の取得に該当するものでありまして、年明けの入札後1月中下旬に契約に関する臨時会を招集させていただき、議会の議決を求める案件であります。これらのスケジュールによりまして、年度内完了が見込まれないことから自賠責保険料、重量税を含む7,905千円について、議会の議決を経て次年度に繰り越して執行させていただくため、今回提出するものであります。

それでは補正内容について説明します。今回追加補正する9款教育費5項4目つぐグリーンプラザ費は、休止していたプラザ内レストランの再開にむけて事業者を募集し、12月11日に面接し選考した結果、1名の方に施設設備を貸与し運営することが決定しましたので、適切な設備で再開するにあたって、11節需用費でブラインド等の取替え修繕、13節委託料は調理器具や天窓等の清掃消毒等に要する準備経費を補正予算として529千円計上するものであります。

続きまして、歳入ですが、4ページ5ページをお願いします。13款使用料及び手数料1項7目教育使用料5節グリーンプラザ使用料は、2月下旬の再開にあわせて使用料条例に基づき、1ヶ月分使用料として48千円を計上する補正です。18款繰入金2項4目1節財政調整基金繰入金は、使用者からの1ヶ月分使用料及び光熱費を除き、歳入歳出補正額の調整額として475千円を補正するものであります。最後に20款諸収入4項4目20節つぐグリーンプラザ費収入は、1ヶ月分のレストランの光熱水費として、6千円を補正するものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第64号の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第64号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第64号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第17、発議第9号「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

5 金田 発議9号、設楽町議会議長に対して、提出者は総務建設委員会委員長、賛成

者は副委員長として提出するものです。「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書（案）でございます。上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由を申し上げます。核兵器廃絶を目的とし、「核兵器禁止条約」に署名・批准を求めるため、日本政府及び国会に対し意見書を提出しようとするものです。意見書（案）は次のページにあります。朗読させていただきます。「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書（案）、「広島・長崎の原爆被爆から73年目になります。「ふたたび被爆者をつくるな」と、この地球上から核兵器をなくすことは、原爆被害者の悲願であり、「非核三原則」を国是とする核兵器反対のわが国の政策とも一致するものです。今、核兵器廃絶をめざす潮流は、大きく強くなってきています。その一つは昨年7月、国連で122カ国の賛成を得て「核兵器禁止条約」が採択されたことです。条約は第1条で「核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、受領、使用、使用の威嚇」を全面的に禁止しており、画期的な内容です。さらに、この条約採択に際し世界各国で革新的な貢献をしたとして昨年10月、ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）がノーベル平和賞を受賞したことは、核兵器廃絶へ向けての国際的な合意を強く後押しするものです。日本政府は「目標は同じでも手段が違う」としてこの条約に反対を表明していますが、今こそ日本は、唯一の戦争被爆国として地球上の核兵器廃絶に向け国際間の調整役など主導的役割を果たすべきです。そのために、日本政府および国会に対し「核兵器禁止条約」に署名・批准することを強く要請します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。」提出月日は、事務局のほうで整えて発送できるようになってからということをお願いします。設楽町議会の名前で、衆参両議院議長と内閣総理大臣、外務大臣宛に意見書を提出しようとするものです。よろしく御審議ください。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第9号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第9号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第18「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定し

ました。

---

議長 日程第19「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成30年第4回設楽町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時42分